横浜市立中村特別支援学校ＰＴＡ規約

第　１　章　　名　　称

第　１　条　　この会は、横浜市立中村特別支援学校ＰＴＡという。

第　２　条　　この会の住所は、横浜市南区中村町４－２６９－１におく。

第　２　章　　目　的　および　活　動

第　３　条　　この会は、保護者と教職員の協力により、児童生徒の心身の健全な発達を図り、教育条件の向上・改善に努めると共に、学校及び社会における児童生徒の福祉の増進を図ることを目的とする任意団体である。

第　４　条　　この会は、会員相互の親睦と理解を深めながら、会の目的を遂行するための諸活動を行う。

第　３　章　　会　　員

第　５　条　　この会は、本校児童生徒の保護者・教職員（非常勤職員は除く）を会員として組織構成する。

第　４　章　　役　　員

第　６　条　　この会には、次の役員をおく。

１．　会　長　１　名（保護者）

２．　副会長　２　名（保護者２名）

３．　書　記　３　名（保護者２名、教職員１名）

４．　会　計　３　名（保護者２名、教職員１名）

但し、市Ｐ連・神肢Ｐ連の会長校年度、市Ｐ連は副部会長校年度についても副会長を保護者複数名とする。

また、特別な行事等がある年度についても同様とする。

第　７　条　　この会の役員の任期は、４月１日から翌３月３１日までの１年間とする。

ただし、再選を妨げない。

第　８　条　　この会の役員の選出・選任は、推薦委員会で推薦し、総会でこれを承認する。会長については、立候補があった場合、選挙・信任投票を行い、ＰＴＡ会員の過半数によって決定する。また、提出期限までにＰＴＡ担当教員のもとに届いていない用紙及び、「推薦委員会の承認印」が押されていない用紙での投票は無効とする。

第　9　条　　この会の役員の任務は、次のとおりとする。

１．　会長は、この会を代表し統括する。総会等諸会議開催時これを召集する。

２．　副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。

３．　会計は、会運営上の会計事務を適正に処理すると共に、総会にその収支を報告する。

４．　書記は、諸会議開催時は議事の記録に努めると共に、会運営上の庶務及び事務連絡の任にあたる。

第　5　章　　会　計　監　査　委　員

第　10　条　　この会は、会計監査２名をおき、任期は役員の任期に準ずるものとする。

第　11　条　　会計監査の選出及び任務は、次のとおりとする。

１．　会計監査は、役員会が会員から２名を推薦し、会長がこれを委託する。

２．　会計監査は、この会の会計が適正に処理されていることを監査し、 総会に報告する。

第　6　章　　総　　会

第　12　条　　この会は、年２回総会を開催する。開催する時期は年度初めと年度末とする。
ただし必要な場合は臨時に総会（以下例会とする）を開催することができる。

・　会員の３分の２以上の出席及び委任状で、総会成立とする。

・　総会資料は、10 日前に会員に知らせておく。

第　13　条　　定例の総会で審議する議事議案は、次のとおりとする。

１．　一般会計報告・決算報告・会計監査報告・活動計画案及び予算案の審議ならびに役員の承認の件。

２．　その他役員会から提案された議事議案の審議。

第　7　章　　役　員　会

第　14　条　　この会は、必要に応じて役員会を開催するものとする。

第　8　章　　常　任　委　員　会

第　15　条　　この会は、会の円滑な運営のために必要に応じて常任委員会をおくことができる。

１．成人委員会　２．広報委員会　３．生活情報委員会　４．地域交流委員会

第　9　章　　推　薦　委　員　会

第　16　条　　この会は次年度役員の選出・選任を円滑に行うために置く。

- 委員は小２、小４、小６、中学部、高等部から各１名、ＰＴＡ担当教職員１名、校長（副校長）により構成される。ただし、年度によって学年の人数が極端に少ない場合はこの限りではない。
- ２年連続して委員になれない。
- 原則として次年度役員にはなれない。
- 現役員は推薦委員になれない。

第　10　章　　会　　計

第　17　条　　この会の運営資金は、会員から徴収する会費またはその他の収入金とする。

第　18　条　　この会の会費は会員一世帯につき月額３５０円とする。

ただし、例会の承認があった場合は、臨時に会費を徴収することができる。

第　19　条　　この会の会計上の年度は、４月１日から３月３１日までとする。

第　11　章　　決　　議

第　20　条　　この会は、諸会議で採決を行う場合は、多数決を採用する。

第　12　章　　細　　則

第　21　条　　この会は、会計遂行上の作業を促進するため、この規約の定める精神に反しない範囲で別に細則を規定することができる。

第　13　章　　改　　正

第　22　条　　この会の規約は、総会において出席者の３分の２以上の要請によって改正することができる。

ただし、改正案は総会開催の１０日前に全員に知らせておかねばならない。

第　14　章　　旅　　費

第　23　条　　この会は、会の発展と活動の円滑な遂行を目的として旅費に関する規定を細則によって定める。

第　15　章　　慶　　弔

第　24　条　　この会は、児童生徒及び会員の相互の親睦を図るため、互助または慶弔に関する規定を細則によって定める。

第 16 章　会 務 先 決

第 25 条　この会の会務の遂行途上で緊急な事態の発生したときは、この会の規定に関わらず、会長が先決処理し事後の例会で承認を得なければならない。

第 17 章　退 会

第 26 条　この会の会員は、退会届の提出を以って、随時退会することができる。

第 18 章　個 人 情 報 保 護

第 27 条　この会の活動を推進するために必要とされる会員の個人情報の取得や利用、管理、取り扱いについては「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第 19 章　予 備 費

第 28 条　この会の円滑な遂行に必要とされる、予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上し、その規定を細則によって定める。

付　　則

１．この規約は、昭和５７年９月１日より実施する。
２．　　昭和５９年　４月２８日　一部改正。
３．　　平成　元年　４月２６日　一部改正。
４．　　平成　４年　４月２２日　一部改正。
５．　　平成　５年　４月２３日　一部改正。
６．　　平成　６年　５月１１日　一部改正。
７．　　平成　８年１２月　５日　一部改正。
８．　　平成　９年　４月２３日　一部改正。
９．　　平成１１年　４月１６日　一部改正。
10.　　平成１２年　３月１０日　一部改正。
11.　　平成１３年　３月　７日　一部改正。
12.　　平成１４年　５月１０日　一部補則。
13.　　平成１６年　３月　８日　一部改正。
14.　　平成１８年　４月２７日　一部改正。
15.　　平成２０年　３月　６日　一部改正。
16.　　平成２３年　４月２８日　一部改正。
17.　　平成２４年　３月　５日　一部改正。
18.　　平成２９年　１月１２日　一部改正。（第４章　第６条）
19.　　令和　元年１１月１８日　一部改正。（第４章　第６条）
20.　　令和　３年　２月２４日　一部改正。（第１章　第２条）
21.　　令和　６年　２月２７日　一部改正。

〒２３２－００３３
神奈川県横浜市南区中村町４－２６９－１
横浜市立中村特別支援学校
０４５－２６１－９８６３